

令和5年9月定例会

議 会 案
(追加)

尾花沢市議会

議案第6号

食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出について

地方自治法第109条第6項、第7項及び尾花沢市議会会議規則第14条第2項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

令和5年9月25日

尾花沢市議会 産業厚生常任委員会
委員長 菅野喜昭

尾花沢市議会
議長 菅野修一 殿

食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書

食料・農業・農村基本法の見直しは、法案の具体化や見直しに即した基本計画の検討を前に山場を迎えており、食料安全保障の強化、再生産に配慮した適正な価格形成、その実現に向けた国民理解の醸成・行動変容、農業の持続的な発展に関する施策および農村の活性化に関する施策など、多岐にわたる論点をふまえた法整備、関連施策の拡充・再構築、万全な予算措置が必要となります。

その一方で、人口減少・高齢化が深刻化するなか、持続可能な農業生産には、その基盤となる農村の振興は欠かすことができず、農業振興と農村振興は両輪として一体的に進めるべきであり、基本法の見直しにあたっては、農業・農村施策のフレームワーク全体の見直しも求められます。

つきましては、将来にわたり国民へ安定的に食料を供給していくため、多岐にわたる基本法の見直しに際し、生産現場の声として、特に下記の事項について早急を実施されるよう強く要望いたします。

記

1. 認定農業者等の担い手はもとより、「多様な経営体」が果たす役割は極めて大きいため、農村振興のみならず、農業振興の観点からも「多様な経営体」を基本法にしっかりと位置付けること。
2. 水田活用の直接支払交付金の見直しに止まらず、ゲタ対策等の経営所得安定対策や、個々の農家に対する新たな直接支払制度の導入を含めた施策全般にわたる見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年 月 日

関係機関 殿

山形県尾花沢市議会

議長 菅野 修一